

## チャイルドラインおおいた 規約

- 第1条** (名称) この会は、「チャイルドラインおおいた」と称し、事務局を下記におく。  
〒870-0842 大分市六坊南町2-47
- 第2条** (目的) この会は、「チャイルドライン」に関する事業を行い、子どもの声に耳を傾け、一人ひとりの子どもが自分らしく生きることが出来る社会を実現することを目的とする。
- 第3条** (会員) この会の会員は次の通りとする。
1. 正会員は会の目的に賛同し年会費を納入し、活動を共に推進する個人である。正会員は、総会の議決権を有する。
  2. 支援会員・支援団体は会の目的に賛同し年会費を納入し、活動を支援する。議決権は有しない。
  3. 正会員及び支援会員が継続して2年間会費が納入されない場合は退会と見なす。
- 第4条** (役員) この会に次の役員を置く。
1. 代表
  2. 副代表
  3. 事務局長
  4. 運営委員
  5. 監事
  6. 顧問
- 第5条** (役員の仕事) 役員の仕事は次の通りとする。
1. 代表は会務を統括し、本会を代表する。
  2. 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。
  3. 事務局長は事務局員を置き、本会の会計事務を処理する。
  4. 事務局長は事務局員とともに本会の事務を行う。
  5. 運営委員は本会の運営を行う。
  6. 監事は本会の会務及び会計を監査する。
  7. 顧問は会務に参加する。
- 第6条** (役員を選出) 役員を選出は次の方法によるものとする。
1. 代表は運営委員の中から選出し、総会で承認を受ける。
  2. 副代表、会計、事務局、監事、顧問は代表指名とし、総会で承認を受ける。
  3. 運営委員は、運営委員の推薦により正会員の中から選出し、総会で承認を受ける。
- 第7条** (役員の仕事) 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。
1. 役員の仕事により会務に重大な支障があると認めるときは、役員の仕事を行う。
  2. 補充された役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- 第8条** (会議) 本会に次の機関を置く。
1. 総会

- (1) 総会は正会員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立するものとする。
- (2) 議決は、出席者（委任状を含む）の過半数によるものとする。
- (3) 代表が必要と認めたときは臨時総会を開催することが出来る。
- (4) 総会では次の事項を審議決定する。
  - ①事業報告、決算の承認
  - ②役員承認
  - ③事業計画、予算の承認
  - ④規約の改廃
  - ⑤その他重要事項

## 2. 運営委員会

- (1) 運営委員会は総会で決議された議案に則り、会務の執行にあたる。

- 第9条 (事業)** この会の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 「チャイルドライン」の理念に則り、子どもの声を聴く事業
  2. 「チャイルドライン」に携わる人材育成のための研修
  3. 子どもの声を社会に反映させるための活動
  4. その他、会の目的を達成するために必要な活動
- 第10条 (経費)** 本会の経費は、会費、助成金、その他の寄付金をもって賄う。
1. 年会費は次の通りとする
 

(1) 正会員	一口	3,000円
(2) 支援会員	一口	1,000円
(3) 支援団体	一口	5,000円
- 第11条 (事業・会計年度)** 本会の事業・会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第12条 (慶弔規定)** 内規により別途定める。

この規約は、2011年5月 5日から施行する。

2013年7月20日一部改正

2016年6月18日一部改正

2017年6月17日改正

2020年5月30日改正

2022年6月18日改正